

処 分 基 準

平成29年3月12日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第75条の2第2項
処 分 の 概 要：車両の使用制限命令
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。 処分の加重、軽減又は免除の可否は、前記期間の範囲内で次に掲げる基準により行うものとする。 1 処分の加重 使用者が下命、容認若しくはこれらに準じる行為又は放置駐車違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、その悪性に照らして、相当な範囲で当該処分期間を加重することができる。 2 処分の軽減 次に掲げるいずれかに該当する場合で、使用者の運行管理の改善が期待できるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができる。 (1) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生じるおそれがあると認められる場合 (2) 前歴及び免除歴（基準日前1年以内に当該基準日本拠を使用の本拠とする車両について、道路交通法第75条の2第2項の規定による使用制限命令の基準に達したにもかかわらず、下記3の適用により処分を免除されたことをいう。以下同じ。）がなく、かつ、当該使用者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合 (3) その他情状酌量すべき事情があると認められる場合 3 処分の免除 次に掲げるいずれにも該当する場合は、当該処分を免除することができる。 (1) 前歴及び免除歴がない場合 (2) 基準日前6月以内に受けた納付命令の回数が3回で、かつ、処分を決定しようとする時点において、すべての納付命令について、放置違反金の滞納がない場合 (3) 使用者が具体的な再発防止策を提示している場合等、放置駐車違反を防止するための運行管理の顕著な改善が十分に期待できる場合
問 合 せ 先：警察本部交通指導課(電話022-221-7171)
備 考：

別添 処分量定の基準

前歴の回数・放置違反金の 納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回 以上	2回	3回	4回 以上	1回以上
大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1月	1月